

## 千葉市人事委員会公告第7号

令和5年度障害者を対象とした職員採用選考の実施について

職員の任用に関する規則に基づき、市長及び教育委員会から請求のあった障害者を対象とした職員の採用について、選考によるものとし、次のとおり選考の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和5年4月14日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

### 1 選考区分、採用予定人員、職務内容

選考区分	採用予定人員 (人程度)	職 務 内 容
事 務	5	市長部局、各行政委員会事務局等で、一般行政事務に従事
学校事務	1	千葉市立の小・中・中等教育学校・特別支援学校で学校事務に従事

(注) 1 「事務」と「学校事務」の双方の選考区分に申し込むことができるものとする。その場合、第1志望と第2志望の選考区分を志望する順に選択させることとするが、第1志望のみを選択することも可とする。なお、申込受付期間終了後に、志望する選考区分や志望順位の変更は認めない。

2 選考は、選考区分を問わず共通で実施する。

3 合格者は、選考区分ごとに、筆記試験及び面接試験の結果を総合して決定する。なお、双方の選考区分に申し込んだ者が、双方の選考区分で合格ラインに達した場合は、第1志望の選考区分のみ合格とする。

### 2 受験資格

次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす人

(1) 筆記試験日において、次のいずれかに該当する人

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受

けている人

イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人

ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された人

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(2) 昭和53年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人(学歴不問)

(3) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(4) 次のいずれにも該当しない人

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

### 3 受付方法・期間

(1) 受付方法

電子申請(インターネットによる申込み)

※電子申請を利用できない場合は郵送による申込みも可。

(2) 期間

令和5年7月26日(水)午前9時から8月8日(火)午後5時まで(8月8日(火)午後5時までに受信されたものに限る。)

#### 4 選考の日時・場所、合格発表（予定）

選考	日時	場所	合格発表
筆記試験	令和5年10月15日(日) 集合・着席 午前9時 (午前8時30分から受付) 試験開始：午前9時10分 試験終了：午後0時10分 点字試験終了：午後1時25分	美浜区役所又は 美浜保健福祉センター又は 千葉市役所本庁舎	【面接試験対象者の発表】 令和5年10月下旬に対象者のみに電子メールより通知する。  【合格発表】 令和5年11月中旬～下旬に合格者のみに文書により通知する。
面接試験	令和5年11月14日(火) ～16日(木)のうち1日	千葉市役所本庁舎	

- (注) 1 点字による受験の場合は、試験終了時間等が異なる。
- 2 面接試験の対象者については、筆記試験（教養試験）の結果に基づいて決定する。
- 3 千葉市職員募集ホームページ（[city.chiba.jp/go/boshu](http://city.chiba.jp/go/boshu)）でも、面接試験の対象者及び合格者の受験番号を発表日以後1週間掲載する。

#### 5 選考の方法・配点・内容

選考方法		配点	選考内容
筆記試験	教養試験 (択一式)	50点	公務員として必要な一般教養についての高等学校卒業程度の筆記試験【30問全問解答】(1時間30分・点字試験の場合は2時間15分) ※ 知識分野〔例：現代社会、倫理、政治・経済、地理、日本史、世界史、国語、数学、物理、化学、生物、地学等〕 知能分野〔判断推理、数的推理、文章理解(英文を含む。)]
	論文試験 (記述式)	50点	与えられたテーマについて記述する筆記試験 (600字程度/1時間・点字の場合は1時間30分)
面接試験		200点	主として人物、性格等についての個別面接による試験 (態度、表現力、積極性、協調性、堅実性、ストレス耐性等)

(注) 論文試験の採点の対象は、面接試験の対象者のみとする。

#### 6 採用予定年月日

令和6年4月1日（繰上げ採用もあり）

7 合格者名簿の有効期間  
合格者名簿の有効期間は1年とする。

8 例題等の公表

教養試験の例題及び論文試験の過去の課題について、次の方法により公表するものとする。

- (1) 千葉市職員募集ホームページへの掲載
- (2) 行政資料室及び図書館（分館を除く。）での閲覧
- (3) 人事委員会事務局での閲覧

ただし、点字版は、行政資料室及び人事委員会事務局での閲覧のみ

9 選考結果について

この採用選考の結果については、照会することができるものとする。

対象者	内容							請求期間
	教養試験の得点	面接試験の対象となつた者の最低点※	論文試験の得点	面接試験の得点	総合得点	総合順位	合格最低点※	
面接試験の対象とならなかった者	○	○	—	—	—	—	○	合格発表日から令和5年12月28日(木)まで
面接試験の受験者	○	○	○	○	○	○	○	

(注) 1 途中で辞退した場合も、既に受験した試験の得点等については情報提供する。

2 ※印の項目は、千葉市職員募集ホームページにも掲載する。